

IAF (Industrial Automation Forum) 入会金及び会費に関する細則

第1条 本細則は IAF 会則第5条4項の規定に基づき、入会金及び会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、以下の通りとする。

- イ 正会員は、10万円とする。
- ロ 情報会員は、無料とする。
- ハ 学会会員は、無料とする。

2 以下のいずれかに該当する場合は、運営委員会の決定により入会金を免除することができる。

- イ 正会員が脱会し2年以内に再度入会する場合。
- ロ 情報会員あるいは学会会員が正会員となる場合で、本会の活動への貢献が大なると認められる場合。

(会費)

第3条 本会の会費は、以下の通りとする。

- イ 正会員は、事業年度毎に10万円とする。
- ロ 非営利の公的法人または任意団体（標準化団体）の情報会員は、無料とする。
- ハ ユーザー企業法人の事業所もしくは部門、あるいはユーザー企業または本会の目的に賛同する事業者に所属する個人の情報会員は、事業年度毎に1万円とする。
- ニ 学会会員は、無料とする。

2 入会承認日が11月1日から当該事業年度終了日までの場合は、年会費を半額とする。

第4条 既に納入した入会金、年会費及びその他の拠出金品は返還しない。

付 則 1 (2010年10月21日)

この細則は、運営委員会で承認された日(2010年10月21日)から施行する。

付 則 2 (2010年10月21日)

2010年10月20日時点で製造業 XML 推進協議会および IA 懇談会の正会員であったものは入会金を免除する。

付 則 3 (2014年04月16日)

2014年04月16日時点で本会の年会費は外税にて納付するものと定める。

付 則 4 (2014年6月25日)

この細則は、運営委員会で承認された日（2014年6月25日）から改定する。

付 則 5 （2014年7月17日）

この細則は、運営委員会で承認された日（2014年7月17日）から改定する。